

令和5年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

地方公共団体コード	1 ⁰	3	2	0	7	7 ⁶
表番号・行番号	7 ⁰	0	0	0	0	0 ¹¹
市町村判別 コード	特定市・・・1	12				
	特定市以外の市町村・2					
団体区分コード	13					2 ¹⁶

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7
							6
							9

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

区分 個人・法人の別	行番号	(1)	(2)	(3)
		総数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ)-(ロ) (ハ) (人)
個人	9 0 1 0	12 327	21 222	30 105
法人	0 2 0	751	314	437
合計	0 3 0	1,078	536	542

地方公共団体コード						表番号			
1	0	3	2	0	7	7	7	8	0

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 4,860,590	25 4,843,894	38 16,696	51 4,827,198
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	16,617,779	16,493,437	23,971	16,469,466
	船 舶	0 3 0	475,014	336,453	138,561	197,892
	航 空 機	0 4 0		0		
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	88,894	88,894		88,894
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	1,969,475	1,966,839		1,966,839
	小 計 (ハ)	0 7 0	24,011,752	23,729,517	179,228	23,550,289
法十 第九 条百 関八 係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	7,744,229	7,701,232		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	434,183	210,949		
	小 計 (ニ)	1 0 0	8,178,412	7,912,181		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	32,190,164	31,641,698			
同内 上 訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		31,641,698		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード							表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7	7

第71表 償却資産の価格等に関する調 (個人分)

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

種類	行番号	(1) 決定価格 (千円)	(2) 課税標準額 (千円)	(3) 課税標準額の内訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12 148,691	25 148,691	38	51 148,691
	機械及び装置	0 2 0	637,575	602,414		602,414
	船舶	0 3 0	15,611	7,818	7,793	25
	航空機	0 4 0		0		
	車両及び運搬具	0 5 0	10,832	10,832		10,832
	工具、器具及び備品	0 6 0	70,775	69,821		69,821
	小計(ハ)	0 7 0	883,484	839,576	7,793	831,783
法第九条百零八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0				
	小計(ニ)	1 0 0	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計(ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	883,484	839,576			
同内 上訳	市町村分の額	1 3 0		839,576		
	道府県分の額	1 4 0				

地方公共団体コード							表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7	2

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

種類	行番号	(1) 決定価格 (千円)	(2) 課税標準額 (千円)	(3) 課税標準額の内訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12 4,711,899	25 4,695,203	38 16,696	51 4,678,507
	機械及び装置	0 2 0	15,980,204	15,891,023	23,971	15,867,052
	船舶	0 3 0	459,403	328,635	130,768	197,867
	航空機	0 4 0		0		
	車両及び運搬具	0 5 0	78,062	78,062		78,062
	工具、器具及び備品	0 6 0	1,898,700	1,897,018		1,897,018
	小計(ハ)	0 7 0	23,128,268	22,889,941	171,435	22,718,506
法第九条百零八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	7,744,229	7,701,232		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	434,183	210,949		
	小計(ニ)	1 0 0	8,178,412	7,912,181		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計(ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	31,306,680	30,802,122			
同内 上訳	市町村分の額	1 3 0		30,802,122		
	道府県分の額	1 4 0				

地方公共団体コード							表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) (B) (C)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) / (C)	(D) (千円)			
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第1項 (新線構築物)	9 0 1 0	12	25 1	27 3	29			
		0 2 0		2	3				
		0 3 0		1	6				
			0 4 0		1	3			
	第2項 (ガス事業用資産)	0 5 0		1	3				
		0 6 0		2	3				
	第3項 (農業協同組合等共同利用機械)	0 7 0		1	2				
	第4項 (外航船舶)	0 8 0		1	6				
		0 9 0		1	4				
	第5項 (内航船舶)	1 0 0	277,122	1	2	138,561			
	第6項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1 1 0		1	6				
	第7項 (国際路線用航空機)	1 2 0		1	5				
1 3 0			1	10					
1 4 0			2	15					
第8項 (離島路線用航空機)	1 5 0		1	3					
	1 6 0		2	3					
第9項 (小型離島航空機)	1 7 0		1	4					
第9項 (日本放送協会)	1 8 0	72,714	1	2	36,357				
第10項 (日本原子力開発機構)	1 9 0		1	3					
	2 0 0		2	3					
第12項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	2 1 0		1	6					
	2 2 0		1	3					

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7
							3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 岩手県
市町村名 久慈市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(B)	(C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)	9 2 3 0	12	25 1	27 6	29		
		②(青函・本四 新線構築物)	2 4 0		1	18			
			2 5 0		1	9			
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2 6 0		1	36			
			2 7 0		1	18			
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2 8 0		1	10			
	第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産)	2 9 0		2	3				
		3 0 0		5	6				
		3 1 0		1	6				
		3 2 0		1	3				
	第 15 項 (宇宙航空研究開発機構)	3 3 0		1	3				
		3 4 0		2	3				
	第 16 項 (海洋研究開発機構)	3 5 0		1	3				
		3 6 0		2	3				
	第 17 項 (水資源機構)	3 7 0		1	2				
		3 8 0		3	4				
	第 18 項	①(特定地方交通線)	3 9 0		1	4			
		②(新線構築物)	4 0 0		1	12			
4 1 0				1	6				
③(新線立体交差化施設)		4 2 0		1	24				
		4 3 0		1	12				
④(河川事業鉄軌道用資産)		4 4 0		1	6				
		4 5 0		5	24				
		4 6 0		1	24				
⑤(変・送電用資産)	4 7 0		1	12					
	4 8 0		3	20					

地方公共団体コード						表番号		
1	0	3	2	0	7	7	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) (B) (C)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) / (C)	(D) (千円)			
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第19項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	4 9 0		1	3				
		5 0 0		2	3				
	第20項 (科学技術振興機構)	5 1 0		1	2				
	第22項 (新関西国際空港㈱)	5 2 0		1	2				
	第23項 (信用協同組合等)	5 3 0		3	5				
	第24項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5 4 0		3	5				
	第25項 (中部国際空港㈱)	5 5 0		1	2				
	第26項 (外国貿易用コンテナ)	5 6 0		4	5				
	第27項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 7 0		1	2				
	第28項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 8 0		1	2				
	第29項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5 9 0		1	2				
	第30項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6 0 0		1	2				
	第31項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6 1 0		1	3				
		6 2 0		2	3				
	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6 3 0		1	2				
第32項 (量子科学技術研究開発機構)	6 4 0		1	3					
	6 5 0		2	3					
第33項 (世界遺産)	6 6 0		1	3					
法第349条の3の4	(被災代替償却資産)	6 7 0	1,762	1	2			881	
合計		6 8 0	351,598	-	-			175,799	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード				表番号			
0	3	2	0	7	7	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（2）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係）

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)			
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第1項 (送電用資産・電気事業用)	0 1 0	12	25	27	29			
		0 2 0		1	3				
	(変電所・電気事業用)	0 3 0		2	3				
		0 4 0		3	5				
	旧第2項 (ガス事業用資産)	0 5 0		3	4				
		0 6 0		2	3				
	旧第13項 (立体交差化施設)	0 7 0		5	6				
	旧第18項 (熱供給事業用資産)	0 8 0		-	-				
		0 9 0		1	3				
	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)	1 0 0		2	3				
		1 1 0		1	2				
	旧第21項 (車庫構築物・立体交差化施設)	1 2 0		1	3				
		1 3 0		1	6				
	旧第27項 (生物系特定産業技術研究推進機構)	1 4 0		1	3				
		1 5 0		1	2				
	旧第24項 (特定鉄道路線構築物)	1 6 0		1	3				
		1 7 0		1	6				
		1 8 0		1	2				
	旧第25項 (日本電気計器検定所)	1 9 0		1	3				
		2 0 0		1	6				
		2 1 0		1	2				
	旧第26項 (日本消防検定協会)	2 2 0		1	3				
		2 3 0		1	6				
		2 4 0		1	2				
	旧第27項 (小型船舶検査機構)	2 5 0		1	3				
		2 6 0		1	6				
		2 7 0		1	2				
	旧第28項 (軽自動車検査協会)	2 8 0		1	3				
		2 9 0		1	6				
		2 0 0		1	2				
	旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	2 1 0		1	3				
2 2 0			1	6					

地方公共団体コード							表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
 規定の適用を受けるものに関する調 (2)
 (法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(B) (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (千円)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第32項 (高压ガス保安協会)	2 9 0	1	2	
		3 0 0	1	3	
		3 1 0	1	6	
	旧第32項 (自動車安全運転センター)	3 2 0	1	3	
		3 3 0	1	6	
	旧第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 4 0	1	2	
	旧第34項 (有線放送電話業務用資産)	3 5 0	2	3	
		3 6 0	1	2	
		3 7 0	1	6	
	合 計	3 8 0	0	-	0

地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	7	7	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係)

都道府県名 岩手県
市町村名 久慈市

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)		
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(B) (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項 (倉庫等)	9 0 1 0	12	25 1	27 2	29	
		0 2 0		3	4		
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0 3 0		1	2		
		0 4 0		2	3		
		0 5 0		1	3		
		0 6 0		3	4		
		0 7 0		1	6		
		1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 8 0	6,858	1	2	3,429
		5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 9 0		3	4	
		旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 0 0		1	2	
		フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 1 0		-	-	
	第 3 項 (国内路線用航空機)	1 2 0		2	5		
		1 3 0		1	4		
		1 4 0		3	8		
	1 5 0		2	3			
第 4 項 (沖縄電力㈱)	1 6 0		2	3			
第 5 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	1 7 0		2	3			
第 6 項 (日本貨物鉄道㈱の新造車両)	1 8 0		2	3			
第 7 項 (低公害車燃料等供給施設)	1 9 0		1	2			
	2 0 0		3	4			
	2 1 0		5	6			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	7	7	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 岩手県
市町村名 久慈市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額		
		(A)	(千円)	(B)	(C)	(A)	×	(B) (D)	(C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	第 8 項 (国際船舶)	2	2	0	1	18				
	(うち特定船舶適用分)	2	3	0	1	36				
	第 9 項	①(特定鉄道事業譲受資産)	2	4	0	1	2			
		②(新線構築物)	2	5	0	1	6			
		③(立体交差化施設)	2	6	0	1	3			
			2	7	0	1	12			
			2	8	0	1	6			
		④(河川事業鉄軌道用資産)	2	9	0	1	3			
			3	0	0	5	12			
	3		1	0	1	12				
	⑤(変・送電用資産)	3	2	0	1	6				
	第 10 項 (鉄道車両安全向上設備)	3	3	0	3	10				
	第 11 項 (低床車両)	3	4	0	1	3				
	第 12 項 (新造改良車両(鉄道事業))	3	5	0	1	3				
		3	6	0	2	3				
		3	7	0	3	5				
第 13 項 (PFI公共施設)	3	8	0	1	2					
第 14 項	(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3	9	0	3	5				
	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	0	0	-	-				
第 15 項 (都市鉄道施設)	4	1	0	2	3					
第 16 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4	2	0	1	2					
	4	3	0	3	5					

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	7	7	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 岩手県
市町村名 久慈市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (D)	(C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	第 17 項 (鉄道事業再構築事業)	9	12	25	27	29			
		4	4	0	1	4			
	第 18 項 (バイオ燃料製造設備)	4	5	0	1	2			
		4	6	0	2	3			
	第 20 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4	7	0	1	2			
		4	8	0	2	3			
	第 21 項 (津波対策に資する港湾施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	9	0	1	2			
	第 23 項 (津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5	0	0	2	3			
		5	1	0	1	2			
	第 24 項 (移動等円滑化のための設備)	5	2	0	2	3			
	第 25 項 (太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	3	0	2	3			
		5	4	0	3	4			
		5	5	0	3	4			
		5	6	0	2	3			
		5	7	0	1	2			
		5	8	0	3	4			
		5	9	0	2	3			
		6	0	0	1	2			
		6	1	0	1	2			
		6	2	0	2	3			
	第 26 項 (鉄道耐震補強設備)	6	3	0	2	3			
	第 27 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	6	4	0	2	3			
	第 28 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	5	0	2	3			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
0	3	2	0	7	7	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 岩手県
市町村名 久慈市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3)		(4) 課 税 標 準 額			
		(A)	(千円)	(B)	(C)	(A)	×	(B)	(D)		
				(B)	(C)			(A)	×	(B)	(D)
				(B)	(C)			(A)	×	(B)	(D)
				(B)	(C)			(A)	×	(B)	(D)
法 附 則 第 十 五 条	第 29 項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	6	6	0	1	2					
		6	7	0	5	6					
		6	8	0	2	3					
	第 30 項 (無電柱化)	6	9	0	1	2					
		7	0	0	2	3					
		7	1	0	3	4					
	第 32 項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	2	0	1	2					
	第 34 項 (帰還環境整備推進法人)	7	3	0	1	3					
	第 35 項 (地域福利増進事業)	7	4	0	2	3					
		7	5	0	3	4					
	第 36 項 (農業協同組合等共同利用機械)	7	6	0	1	2					
	第 37 項 (認定就農者)	7	7	0	2	3					
	第 39 項 (滞在快適性等向上施設)	7	8	0	1	2					
	第 40 項 (ローカル5G)	7	9	0	1	2					
	第 41 項 (シェアサイクルポート) (雨水貯留浸透施設)	8	0	0	3	4					
	第 42 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	8	1	0	1	3					
	第 44 項 (カーボンニュートラルポート)	8	2	0	2	3					
	第 45 項 (先端設備等) (賃上げ目標設定事業者)	8	3	0	1	2					
	8	4	0	1	3						
第 46 項 (道路運送高度化事業)	8	5	0	1	3						
合 計	8	6	0	6,858	-	-				3,429	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード					表番号		
0	3	2	0	7	7	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（4）
（法附則第15条関係）

都道府県名 岩手県
市町村名 久慈市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	(B) (D)	(C) (千円)	
						×			
法 附 則 第 十 五 条	旧第1項(倉庫等)	9	12	25	27	29			
		0 1 0		2	3				
		0 2 0		3	5				
	旧第3項(公害防止設備)	0 3 0		1	3				
		0 4 0		2	3				
		0 5 0		3	4				
		0 6 0		1	2				
	旧第5項(公共危害防止構築物)	0 7 0		3	5				
		0 8 0		1	2				
		0 9 0		1	3				
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	1 0 0		1	2				
		1 1 0		2	3				
	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1 2 0		2	3				
		1 3 0		5	6				
	旧第7項(日本貨物鉄道株の新造車両)	1 4 0		3	5				
	旧第8項(雨水貯留浸透施設)	1 5 0		2	3				
		1 6 0		1	2				
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 7 0		3	4				
	旧第14項(旧国際電信電話株)	1 8 0		3	5				
		1 9 0		1	2				
	旧第14項(新造車両(流通業務))	2 0 0		2	3				
		2 1 0		3	5				
	旧第15項(地方卸売市場)	2 2 0		4	5				
		2 3 0		3	4				
	旧第17項①(立体交差化施設)	2 4 0		1	6				
	②(旧交納付金法附則第19項)	2 5 0		-	-				
	③(旧交納付金法附則第20項)	2 6 0		-	-				
旧第19項(指定法人等の大規模外貨埠頭)	2 7 0		1	2					
旧第20項(水力発電施設の魚道)	2 8 0		2	3					
旧第20項(貨物鉄道に対する貸付資産)	2 9 0		1	2					
旧第20項(スーパー中核港湾)	3 0 0		1	2					
旧第21項(国立大学校舎)	3 1 0		1	2					
旧第27項(指定会社等の特定用途港湾施設)	3 2 0		1	2					

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード				表番号			
0	3	2	0	7	7	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(4)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名	岩手県
市町村名	久慈市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
			(B)	(C)	(A) × (B)	(D) (C) (千円)		
法 附 則 第 十 五 条	旧第29項(旧交納付金法附則第17項)	3 3 0	-	-	-	-	-	-
	旧第31項(熱電併給型動力発生装置)	3 4 0	5	6	5	6		
	旧第36項(公共荷さばき施設)	3 5 0	11	12	11	12		
	旧第36項(対象特定電気通信設備)	3 6 0	1	2	1	2		
	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	3 7 0	3	4	3	4		
	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	3 8 0	1	2	1	2		
	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	3 9 0	1	4	1	4		
	旧第37項(放送ネットワーク災害対策用設備)	4 0 0	3	4	3	4		
	旧第37項(立地誘導促進施設)	4 1 0	2	3	2	3		
	旧第39項(国家戦略特区)	4 2 0	1	2	1	2		
	旧第40項(認定誘導事業により取得した公共施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 3 0		4	5			
旧第41項(先端設備等)	4 4 0	93,345	0	0				
合 計	4 5 0	93,345	-	-			0	

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
 規定の適用を受けるものに関する調(5)
 (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の2)

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額		
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	(B) (D)	(C) (千円)		
						×				
法 附 則 第 十 五 条 の 二 項	第 1 項 ①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	9	0 1 0	12	25	1	27	3	29	
	①(J R 北海道・四国に係る特例)		0 2 0			1		2		
	J R 北 海 道 ・ 四 国 に 係 る 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と 連 乗	②(新線構築物)		0 3 0			1		6	
				0 4 0			1		3	
		③(新線立体交差化施設)		0 5 0			1		12	
				0 6 0			1		6	
		④(新幹線鉄軌道用資産)		0 7 0			1		12	
				0 8 0			1		6	
		⑤(青函・本四 鉄道施設)		0 9 0			1		12	
		⑥(青函・本四 新線構築物)		1 0 0			1		36	
				1 1 0			1		18	
		⑦(青函・本四 新線立体交差化)		1 2 0			1		72	
				1 3 0			1		36	
⑧(青函・本四 変・送電用資産)			1 4 0			1		20		
⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)		1 5 0			1		3			
		1 6 0			5		12			
		1 7 0			1		12			
		1 8 0			1		6			
	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)		1 9 0			1		6		
	⑪(変・送電用資産)		2 0 0			3		10		
	⑫(新造改良車両(鉄道事業))		2 1 0			1		3		
			2 2 0			3		10		
	⑬(鉄道耐震補強設備)		2 3 0			1		3		

地方公共団体コード	表番号
0 3 2 0 7 7	7 7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
 規定の適用を受けるものに関する調（5）
 （法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の2つづき）

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	×	(B) (D)	(C) (千円)
				(B)	(C)				
法附則第十五条の三 旧道承継特例とJR北海道に係る特例連乗	①(旅客会社等に係る承継特例)	9 2 4 0	12	25 3	27 5	29			
	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 5 0		-	-				
	③(J R 北海道・四国に係る特例)	2 6 0		3	10				
	④(J R 北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 7 0		-	-				
法附則第16条の2	旧第11項（平成28年熊本地震 被災代替償却資産）	2 8 0		1	2				
法附則第16条の2	旧第11項（阪神・淡路大震災・立体交差化施設）	2 9 0		1	3				
法附則第16条の3	第11項（平成30年7月豪雨 被災代替償却資産）	3 0 0		1	2				
合 計		3 1 0		0	-	-			0

地方公共団体コード							表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(6)
(法附則第56条, 法附則第56条の2等)

都道府県名 岩手県

市町村名 久慈市

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(2)		(3)		(4)	
			課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(B) (C)	(A) × (B) (C)	課 税 標 準 額 (D) (千円)		
法 附 則 第 56 条	第12項 (東日本大震災)	9 0 1 0	12	25 1	27 2	29		
	第15項 (東日本大震災・居住困難区域)	0 2 0		1	2			
法 附 則 第 五 十 六 条 の 二	旧 第 3 項 (被災代替鉄道施設等)	0 3 0		2	3			
	旧 第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0 4 0		1	4		
		②(新線構築物)	0 5 0		1	6		
		③(新線立体交差化施設)	0 6 0		1	12		
		④(河川事業鉄軌道用資産)	0 7 0		5	24		
0 8 0			1	12				
令和3年地方税法等改正 法附則第12条第9項 (旧法附則第64条)	(新型コロナ先端設備等) ~R3. 3. 31取得分 (構築物のみ)	0 9 0		0	0			
令和3年地方税法等改正 法附則第13条第1項 (旧法附則第64条)	(新型コロナ先端設備等) R3. 4. 1~R5. 3. 31取得分	1 0 0	9,662	0	0			
合 計	1 1 0	9,662	-	-	0			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード							表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7	9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名

岩手県

市町村名

久慈市

区 分			行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)
150 万 円 未 満 の も の			9 0 1 0	12 536	21 244,495 ³³
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の			9 0 2 0	12 10	21 15,377 ³³
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の			9 0 3 0	12 8	21 12,992 ³³
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の			9 0 4 0	12 10	21 17,476 ³³
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の			9 0 5 0	12 8	21 14,841 ³³
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の			9 0 6 0	12 5	21 9,730 ³³
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の			9 0 7 0	12 38	21 86,211 ³³
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の			9 0 8 0	12 35	21 96,033 ³³
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の			9 0 9 0	12 210	21 1,216,058 ³³
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の			9 1 0 0	12 88	21 1,241,271 ³³
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の			9 1 1 0	12 28	21 664,534 ³³
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の			9 1 2 0	12 52	21 2,518,468 ³³
1 億 円 以 上 の も の			9 1 3 0	12 50	21 25,748,707 ³³
計			9 1 4 0	12 1,078	21 31,886,193 ³³
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分	9 1 5 0	12 8	21 7,701,408 ³³
		知事配分	9 1 6 0	12 1	21 210,949 ³³
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12	21 ³³	

地方公共団体コード							表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7	8
								0

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (個人分)

都道府県名

岩手県

市町村名

久慈市

区 分			行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)
150 万 円 未 満 の も の			9 0 1 0	12 222	21 93,144 ³³
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の			9 0 2 0	12 1	21 1,510 ³³
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の			9 0 3 0	12 1	21 1,642 ³³
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の			9 0 4 0	12 2	21 3,483 ³³
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の			9 0 5 0	12 2	21 3,655 ³³
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の			9 0 6 0	12 1	21 1,917 ³³
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の			9 0 7 0	12 13	21 29,561 ³³
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の			9 0 8 0	12 5	21 13,560 ³³
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の			9 0 9 0	12 52	21 324,067 ³³
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の			9 1 0 0	12 24	21 315,926 ³³
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の			9 1 1 0	12 2	21 42,132 ³³
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の			9 1 2 0	12 2	21 102,123 ³³
1 億 円 以 上 の も の			9 1 3 0	12	21 ³³
計			9 1 4 0	12 327	21 932,720 ³³
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分	9 1 5 0	12	21 ³³
		知事配分分	9 1 6 0	12	21 ³³
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12	21 ³³	

地方公共団体コード							表番号	
1	0	3	2	0	7	7	7	8

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

都道府県名

岩手県

市町村名

久慈市

区 分			行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 数 (人)	(2) 課 税 標 準 額 (千 円)
150 万 円 未 満 の も の			9 0 1 0	12 314	21 151,351 ³³
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の			9 0 2 0	12 9	21 13,867 ³³
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の			9 0 3 0	12 7	21 11,350 ³³
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の			9 0 4 0	12 8	21 13,993 ³³
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の			9 0 5 0	12 6	21 11,186 ³³
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の			9 0 6 0	12 4	21 7,813 ³³
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の			9 0 7 0	12 25	21 56,650 ³³
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の			9 0 8 0	12 30	21 82,473 ³³
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の			9 0 9 0	12 158	21 891,991 ³³
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の			9 1 0 0	12 64	21 925,345 ³³
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の			9 1 1 0	12 26	21 622,402 ³³
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の			9 1 2 0	12 50	21 2,416,345 ³³
1 億 円 以 上 の も の			9 1 3 0	12 50	21 25,748,707 ³³
計			9 1 4 0	12 751	21 30,953,473 ³³
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	12 8	21 7,701,408 ³³
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	12 1	21 210,949 ³³
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0	12	21	33